

葛飾区分譲マンションアドバイザー制度利用助成のご案内

分譲マンションの適切な維持管理を促進するために、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」のBコース（相談編）又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース（入門編）を利用した管理組合等に対して、派遣料の半額を助成します。

申込要件 ①と②の要件を満たす方

- ① 区内の分譲マンションの管理組合又は区分所有者であること。
- ② 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの「マンション管理アドバイザー制度」のBコース(相談編)又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」のAコース(入門編)を利用すること。

助成額 派遣料の半額

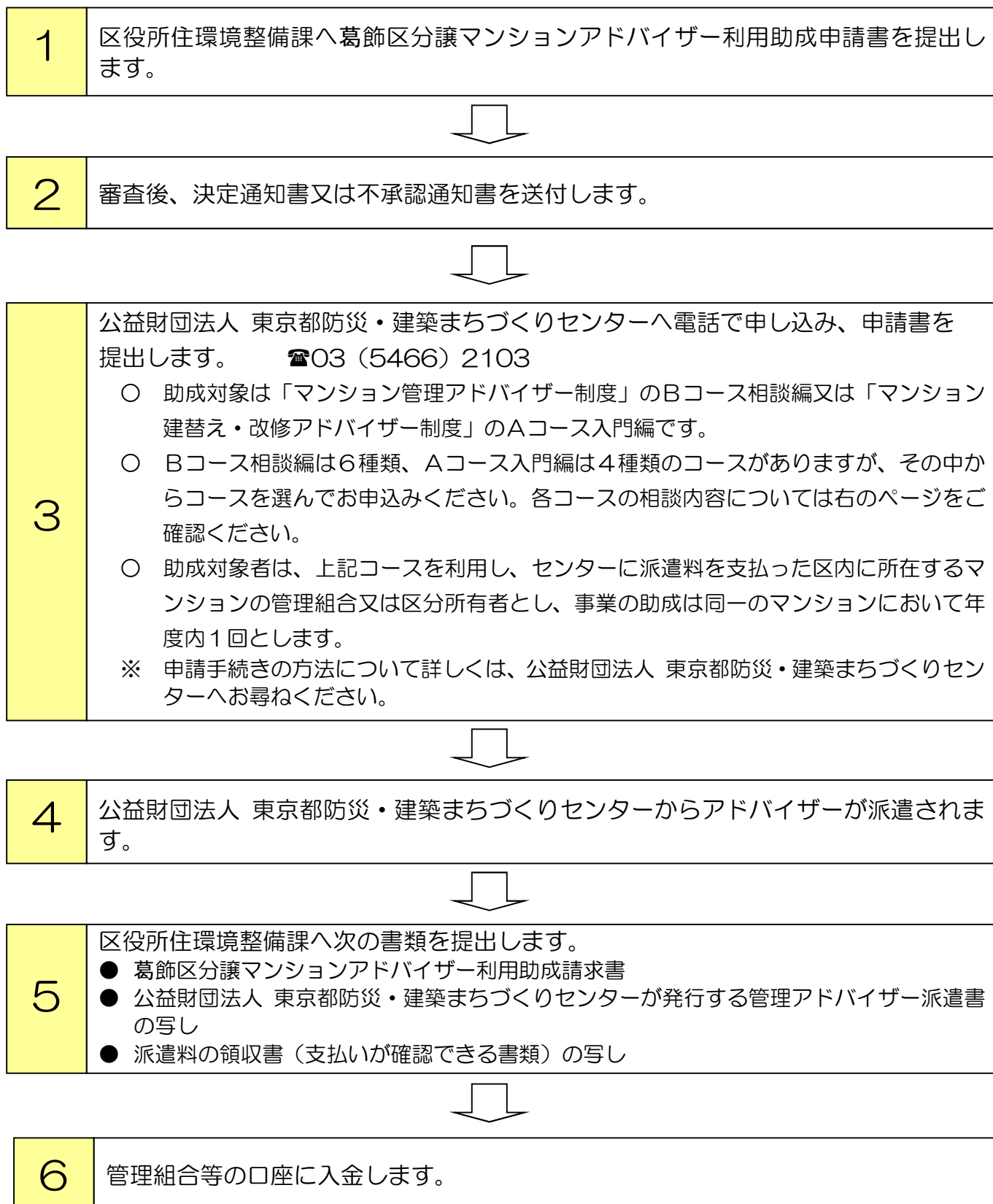
- (1) 「マンション管理アドバイザー制度」Bコース 10,800円
 - (2) 「マンション建替え・改修アドバイザー制度」Aコース 7,020円
- ※平成28年4月から金額が変更になっていますので、ご注意ください。

助成の回数 同一マンションにおいて、同じ年度内に1回の助成が受けられます。



「マンションアドバイザー制度」についてのご質問は直接、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターにお問い合わせください。

申請方法



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター とは

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターは、東京都、特別区、市、関係機関等の出捐によって設立された団体です。安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とし、まちづくりに関する各種支援事業や、住宅の品質の向上、建築物の安全性の確保等の事業を行っています。

マンションアドバイザー制度 とは

管理組合や区分所有者に専門家が情報提供やアドバイスを行うことにより、「管理アドバイザー」は良好な維持管理への支援を、「建替え・改修アドバイザー」は建替えか改修かの判断を進める際の勉強会等の支援をすることを目的とした制度です。

各コースの相談内容

【マンション管理アドバイザー制度 Bコース相談編】

コース名	業 務 内 容
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
B-3	管理委託契約の契約等に関すること
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
B-5①	修繕工事検討段階での相談に関すること
B-5②	修繕工事準備段階での相談に関すること
B-6	その他分譲マンションの維持管理に関すること

※ 東京都防災・建築まちづくりセンター及び管理アドバイザーは、管理組合又は区分所有者間の紛争の解決や権利調整については一切関知いたしません。

※ 大規模修繕計画書の作成・劣化診断調査の業務は、相談内容には含みません。

※ 相談内容に応じて、お借りすることが想定される資料は以下のとおりです。

○管理規約、管理委託契約書、総会及び理事会議事録、修繕工事履歴書、使用規則（細則）、管理費（修繕積立金を含む）会計関係 資料、長期修繕計画書

【マンション建替え・改修アドバイザー制度 A コース入門編】

コース名	業 務 内 容
A-1	建替え入門
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明
A-3	合意形成の進め方
A-4	改修によるマンション再生

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

〒150-8503 東京都渋谷区渋谷 2-17-5 シオノギ渋谷ビル

TEL 03-5466-2103 FAX 03-5778-2791

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 住環境整備課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

☎5654-8529